

香取市教育委員会会議録

平成31年4月定例会議

- 1 期 日 平成31年4月26日（金） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時20分
- 2 場 所 市役所5階 504会議室
- 3 出席委員 教育長 金子基一
教育委員 平山茂治
教育委員 平塚智子
教育委員 熱田昇
教育委員 芦田優子
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席職員 教育部長 岩立一郎
教育総務課長 高岡洋一
学校教育課長 岡野健一郎
生涯学習課長 増田正記
生涯学習課副参事 宇井正志
香取学校給食センター所長 小倉律子
教育総務班長 木内智子
- 6 教育長 開会宣言
- 7 会議録署名人の指名 委員 熱田 昇 委員 平塚 智子
- 8 前回会議録の承認 平成31年4月臨時会議事録を全員異議なく承認
- 9 教育長報告 新聞報道等でご承知のとおり、本市元所属の教員が懲戒免職処分を受けましたので、そちらについて報告させていただきます。県教育委員会は4月17日（水）教育委員会会議において信用失墜行為の禁止の違反で本市公立学校に勤務する教員が懲戒免職処分となりました。

被処分者は香取市立佐原中学校、江田 博記元教諭53歳でございます。元教諭は飲酒後自家用自動車を運転し物損事故を起こしました。教員の懲戒処分の基準にのっとり懲戒処分が妥当だと考え私の方から、県教育委員会へ内申を提出させていただきました。事故の状況について説明いたします、平成31年4月6日(土)午前11時30分頃から同正午頃まで元教諭は自宅で一人でウイスキーをロックで250ml程度飲んだとの事です。同午後4時頃、知人宅へ向かうため自家用自動車を運転し、自宅近くの県道70号大栄栗源干潟線の東関東自動車道路高架下トンネル入口の左側壁面に衝突し、道路標識一基を破損させました。同午後4時57分頃、元教諭は事故を目撃した方の通報により成田警察署員から、呼気アルコール検査を受けた結果、基準値以上の数値が検出されたため、任意同行を求められ成田警察署に連行されました。

なお、元教諭は1月6日から6月末日まで療養休暇中でありました。学校では、元教諭の処分の前日4月16日(火)にPTA総会の校長挨拶で保護者に事故の報告を行いました。さらに4月18日(木)に全校集会を実施し、生徒に伝えました。保護者、生徒ともに大きな動揺は見られなかったとのことです。

4月19日(金)には当該校の校長に監督責任に関して、口頭で嚴重注意を行いました。また、市内小中学校校長、幼稚園長を臨時で招集し、事故の経緯を説明するとともに、大型連休を前に必ず飲酒運転防止を含んで、校内研修を行い、その内容を報告するように指示いたしました。また、新聞等で本事案が報道されましたが、学校、市教育委員会に数件の問い合わせの電話はありましたが、大きな混乱はございませんでした。今後はより一層、不祥事根絶に取り組む所存でございます。ご心配をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

続きまして、4月1日からの主な行事について報告させていただきます。まず、6日(土)松竹大歌舞伎がございました。昼の部と夜の部があり、私は昼の部に参加させていただきました。

8日(月)山田小学校の開校式が始業式に先立ちまして行われ、参加し挨拶をさせていただきました。翌9日(火)午前中に山田小学校の入学式、午後から山田中学校の入学式に参加させていただきました。当日は多くの小中学校で入学式が行われましたので、委員の皆様方にもご足労をお願いいたしました、ありがとうございました。

11日(木)午後から、県内市町村教育委員会教育長会議が千葉県教育会館で行われ、参加してまいりました。その後、教育庁北総事務所・管内教育長情報交換会が行われました。

翌日、12日(金)には、教育長及び教育部の管理職員も変わりましたので、県教育委員会と北総事務所に挨拶に行ってまいりました。

17日(水)は午前中、香取市学校事務共同実施運営協議会、午後は栗源文化協会総会に参加させていただきました。

19日(金)は先程、説明させていただきました臨時的校長・園長会を開催し、午後は千葉県都市教育長協議会役員会と定期総会に参加させていただきました。20日(土)は市教育委員会主催のB&G香取市杯香取郡市中学校親善女子バレーボール大会が実施されましたので、その開会式に参加させていただきました。

22日(月)は香取地区教育長会議を教育長室で行いました。23日(火)午前中は香取市教頭会全体研修会、午後は千葉県市町村教育委員会連絡協議会の会計監査、その後幹事会参加させていただきました。報告は以上です。

10 議決事項

議案第1号 香取市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

教育長 審議に入ります。議案第1号「香取市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について」について、事務局から提案理由説明をお願いします。

教育総務課長 教育機関の長の専決事項につきましては、香取市事務決裁規程を引用して定めておりましたが、当該規程が改正されたため、香取市教育委員会処務規程についても、同様の改正を行うものです。

教育長 それでは、議案第1号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑 具体的には、何をするのですか。

教育総務課長 専決規程とは、教育機関の長が教育長の事務分掌を代わりに決裁することをいいます。改正前の規則が市長部局の規則を引用して定めていたため、市側の改正に伴い、教育委員会の処務規程の変更を行いました。例えば、出先機関の日報や施設の利用の決定等が、教育機関の長の専決事項となります。

教育長 議案第1号「香取市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について」採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決しました。

教育長 議案第2号から議案第4号については、香取市特別支援教育推進事業に関わる各委員について関連しますので、提案理由説明と質疑を一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

議案第2号 香取市特別支援連携協議会委員の委嘱及び任命について

議案第3号 香取市専門家チーム会議委員の委嘱及び任命について

議案第4号 香取市巡回相談員の委嘱及び任命について

教育長 審議に入ります。議案第2号「香取市特別支援連携協議会委員の委嘱及び任命について」、議案第3号「香取市専門家チーム会議委員の委嘱及び任命について」、議案第4号「香取市巡回相談員の委嘱及び任命について」について、事務局から提案理由説明をお願いします。

学校教育課長 議案第2号について、香取市特別支援連携協議会委員は15名です。再任10名、新任5名です。
この協議会は、「市における特別支援教育の総合的な支援のために有効な教育・福祉・医療等の関係機関の連携協力を確保し、有効な組織化を図る。」ことを目的としております。

続いて、議案第3号について「専門家チーム会議委員」は13名です。再任9名、新任4名です。

この会議は、「各保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒のために、望ましい教育的対応を示唆する。」「該当幼児・児童・生徒の指導支援について検討し、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成等の参考とする。」ことを目的としております。

続いて、議案第4号について「巡回相談員」は14名です。再任13名、新任1名となっております。香取市特別支援巡回相談は、各園・学校・保護者からの巡回相談要請に伴い訪問し、学校や担任の指導・助言にあたる。一度要請を受け、助言した学校には定期的に巡回する。チームによる巡回で、広い視野に立ちよりよい指導、助言をする。専門家チームとの連携を密にし、指導計画や支援計画の作成の際、学校への指導・助言を行っており、年々学校からの依頼が増加しております。平成29年度は27回、平成30年度は33回開催されました。

- | | |
|--------|--|
| 教育長 | それでは、議案第2号から議案第4号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。 |
| 委員・質議 | 特別支援連携協議会と専門家チームの開催は何回になりますか。 |
| 学校教育課長 | 特別支援連携協議会は年2回の開催となり、専門家チームは年4回の開催となります。 |
| 委員・質議 | 巡回相談員は単独で伺って対応するのですか。 |
| 学校教育課長 | 多くの場合は、複数で伺っております。 |
| 委員・質議 | 委員と相談員は同じ方のようにですが、一つに纏めることは出来ないのですか。それぞれに分けている理由があるのですか。 |
| 学校教育課長 | 目的がそれぞれ異なります。連携協議会は福祉や教育等の連携をとる大枠となり、さらに専門家チーム会議では巡回相談員からの報告を受けて指導計画や支援計画を立てていきます。 |
| 委員・質議 | 特別支援連携協議会委員は充て職でしょうか。 |
| 学校教育課長 | 一部充て職となります。 |
| 委員・質議 | それぞれ分けることによって、上手く活動が出来ているのですか。 |
| 学校教育課長 | 学校での対応も多岐にわたっていますので、その専門性を教諭が高めるためには、巡回相談員に相談して、それを専門家チームにあげて、教育支援の計画をたてることによって、計画性のある有効的な手立てを立案して行っていきます。また、特別支援連携協議会はさらに大枠で関係団体とも密接に関わってきて、発達段階に応じてしっかり支援を行えるような、体制となっております。 |

委員・質議	現場の方達がこの支援体制があることで助かるのであればよろしいと思います。もっとやり易い方法に変えた方がよい場合があるのであれば、常に同じではなく変えていくこともあっても良いと思いますので、是非現場に即した人たちを決めていく仕組みが出来たら良いと思います。
学校教育課長	香取市特別支援教育推進事業をしっかりと見直して、より有効にしていきたいと思います。
委員・質議	委員長は決まっているのですか。
学校教育課長	今後、行う会議で決めることになります。
委員・質議	専門家チームの学校関係は先生方ですが、現場の先生方を巡回相談員においても良いのではないのでしょうか。
教育長	巡回相談員は授業中に訪問をしなければならぬため、現職の教諭は自分の学校の指導があるため、困難と思われます。
教育長	それでは、議案第2号「香取市特別支援連携協議会委員の委嘱及び任命について」について、採択させていただきたいと思います。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第2号は原案のとおり可決しました。
教育長	次に、議案第3号「香取市専門家チーム会議委員の委嘱及び任命について」採択させていただきたいと思います。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第3号は原案のとおり可決しました。
教育長	次に、議案第4号「香取市巡回相談員の委嘱及び任命について」採択させていただきたいと思います。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第4号は原案のとおり可決しました。
議案第5号	香取市学校評議員の委嘱について
教育長	議案第5号「香取市学校評議員の委嘱について」事務局から提案理由説明をお願いします。

学校教育課長 香取市立小学校及び中学校管理規則第15条の規程により、教育委員会議の同意を求めるものです。なお、各学校の校長より推薦のあった候補者は、別冊の学校評議員案のとおりです。
人数が多いので一人一人の説明は割愛させていただきますが、候補者は学識経験者、元教育関係者、民生委員、主任児童委員、区長、社会福祉協議会役員、青少年相談員、地域住民代表、保護者代表等となっており、校長が推薦したものです。
今回の候補者数は、学校により、4名から7名の違いはありますが、小学校91名、中学校37名の合計128名です。
今年度新たに学校評議員に推薦を受けた者は、小学校で41名、中学校で15名、計56名です。男女比は、男性100名、女性28名で、女性委員の割合は昨年度と比べやや低くなっております。また、公務員の方は16名です。任期は、委嘱の日からその年度末、平成32年3月31日までとなっております。
学校評議員のメリットとして、学校評価の大きな柱の一つとして、校長の経営改革の指標の大きな柱となっております。学校教育課としては、この制度をとおして、各学校に対して『特色ある教育活動を展開』、『開かれた・信頼される学校づくり』の推進を指導助言して参ります。

教育長 議案第5号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑 小学校、中学校両方の評議員をされている方がいますが、いいのですか。

学校教育課長 会議は年2回から3回程度ですので、ご本人の負担にならないようでしたら大丈夫です。

教育長 議案第5号「香取市学校評議員の委嘱について」採択させていただきたいと思えます。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第5号は原案のとおり可決しました。

議案第6号 教科用図書香取採択地区協議会委員の選任について

教育長 議案第6号については、教科用図書にかかる公正確保の観点から、香取市教育委員会会議規則第6条の規程により、秘密会にしたいと思えます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第6号につきましては秘密会といたします。

～～～ 以降、秘密会とする。 ～～～

(審 議)

～～～ 審議後、秘密会を解く。 ～～～

議案第7号 香取市社会教育委員の任命について

教育長 議案第7号「香取市社会教育委員の任命について」事務局から提案理由の説明をお願いします。

生涯学習課長 香取市社会教育委員として、次の者を任命したいので、香取市社会教育委員設置条例第3条の規定により、教育委員会議の同意を求めるものです。湯ノ口純一氏、任期は平成31年4月1日から平成32年4月30日までとなります。選出区分は学校教育関係者ということで、香取市立小見川西小学校長となります。

教育長 提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第7号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑 充て職ですか。

生涯学習課長 はい、そうです。

委員・質疑 任期が中途半端のようですが、前任者の残任期間ですか。

生涯学習課長 はい、そうです。

委員・質疑 充て職とは、なんですか。

生涯学習課長 ある職に就いてる人の身分等をそのままに他の職に従事していただくこととなります。湯ノ口氏の場合、小学校長の代表として選ばれております。

教育長 議案第7号「香取市社会教育委員の任命について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第7号は原案のとおり可決しました。

議案第8号 香取市青少年問題協議会委員の任命について

教育長 議案第8号「香取市青少年問題協議会委員の任命について」事務局から提案理由説明をお願いします。

生涯学習課長 香取市青少年問題協議会委員として次の者を任命したいので、香取市青少年問題協議会設置条例第3条の規定により、教育委員会議の同意を求めるものです。こちら3名の方がいらっしゃいます。大堀常昭氏こちらは現在の副市長です。金子基一氏は現在の教育長でございます。湯ノ口純一氏は小見川西小学校の校長で小学校長の代表となり、3名の方に香取市青少年問題協議会委員として任命をお願いするものです。

教育長 只今、提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第8号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑	大堀様の経歴を可能な範囲で教えて頂けますか。
生涯学習課長	中央大学卒業後、佐原市役所に入庁され、その後香取市になり、建設部長、建設水道部長、総務企画部長を経て今年3月に退職され、4月から副市長の職に就かれております。
教育長	議案第8号「香取市青少年問題協議会委員の任命について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第8号は原案のとおり可決しました。
議案第9号	香取市谷中集会所運営委員会委員の委嘱について
教育長	議案第9号「香取市谷中集会所運営委員会委員の委嘱について」事務局から提案理由説明をお願いします。
生涯学習課長	香取市谷中集会所運営委員会委員として次の者を委嘱したいので、香取市谷中集会所運営委員会要項第3条の規定により、教育委員会議の同意を求めるものです。4名いらっしゃいます。根本勝雄氏は一般社団法人千葉県人権センター香取支部長で、再任です。続きまして坂本健一氏は一般社団法人千葉県人権センター会員で、こちらの方も再任です。槇島寿一氏は谷中区長で新任です。小倉洋子氏は社会福祉法人香取市社会福祉協議会介護福祉士で、再任となります。以上4名の方に委嘱をお願いするものです。
教育長	只今、提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第9号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員・質疑	委員の任期は2年ですか。
生涯学習課長	はい、2年です。
教育長	議案第9号「香取市谷中集会所運営委員会委員の委嘱について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第9号は原案のとおり可決しました。
議案第10号	民法改正による香取市の「成人式行事」の在り方について
教育長	議案第10号「民法改正による香取市の「成人式行事」の在り方について」事務局から提案理由説明をお願いします。

生涯学習課長	民法第4条の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げら、令和4年4月1日から、これを含む民法の一部を改正する法律が施行されます。これに伴いこれまで20歳を対象年齢として執り行ってきた香取市の「成人式行事」の今後の在り方を検討するため、法律改正後に成年年齢に達する市民等や市内中学校長及び高等学校長、社会教育委員、青少年問題協議会委員、関連業界団体に対して、平成30年9月にアンケート調査を実施しました。これらの調査結果や意見を集約した結果、20歳での開催希望が多数を占めたため、香取市においては、法律が施行される令和4年度以降の「成人式行事」は、従来と同じ20歳を対象年齢として執り行いたく、教育委員会議の同意を求めるものです。
教育長	只今、提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第10号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員・質疑	ありません。
教育長	議案第10号「民法改正による香取市の「成人式行事」に在り方について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第10号は原案のとおり可決しました。
議案第11号	香取市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について
教育長	議案第11号「香取市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について」事務局から提案理由の説明をお願いします。
生涯学習課副参事	香取市スポーツ推進審議会委員として10名の方に委嘱及び任命したいので、香取市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、教育委員会議の同意を求めるものです。今回は任期満了に伴う任期替えとなり、再任6名と新任4名の10名となります。任期は2年間となります。
教育長	提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第11号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員・質疑	関係行政機関職員とありますが、どちらになりますか。
生涯学習課副参事	小中体連から1名、こちらは小学校長になります。また、学校関係ということで学校教育課の職員が1名、県の健康福祉センター職員の方が1名となります。
教育長	議案第11号「香取市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第11号は原案のとおり可決しました。

議案第 1 2 号

第 7 期香取市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長

議案第 1 2 号「第 7 期香取市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から提案理由の説明をお願いします。

生涯学習課副参事

香取市スポーツ推進委員に関する規則第 4 条の規定により、教育委員会議会の同意を求めるものです。スポーツ推進委員ですが、現在 5 4 名の方に平成 3 0 年度、3 1 年度の 2 年間委嘱をしております。その中で 1 名の方が平成 3 1 年 3 月 3 1 日付けで辞任の意向を示されました。後任として伊藤正一氏に残任期間について委嘱したいと思います。特技・資格は柔道となります。

教育長

提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第 1 2 号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑

スポーツ推進委員の方は、学校へ出向き指導されるのですか。

生涯学習課副参事

学校体育とは、直接は関係ありません。市民レベルのスポーツ大会やイベント等に関しまして、簡単な指導や大会運営の補助等を行っていただきます。

教育長

議案第 1 2 号「第 7 期香取市スポーツ推進委員の委嘱について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

委員・審議

全員賛成

教育長

全員賛成と認め、議案第 1 2 号は原案のとおり可決しました。

議案第 1 3 号

香取市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示について

教育長

議案第 1 3 号「香取市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示について」事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長

香取市立中学校部活動指導員設置要綱の一部、第 6 条第 1 項中「2 時間」を「原則として平日 2 時間以内、休業日 3 時間以内」に改め、同条第 2 項中「週 3 日」を「週 5 日以内」に改める。
この告示は、公示の日から施行する。以上です。

教育長

提案理由の説明は終わりました。それでは、議案第 1 3 号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員・質疑

改正前の指導日数、週 3 日が週 5 日以内で増えるのですか。

学校教育課長

指導可能な日数が増えます。

委員・質疑

週 3 日が守れていなかったのですか。

- 学校教育課長 守られていますが、部活動指導員の活躍の場を広げていくためです。
- 委員・質疑 5日以内ということは、2日でも5日でもよいということですね。
- 学校教育課長 5日まで出来るということです。意味合い的には5日まで指導が出来るよう拡大したことになります。
- 委員・質疑 指導員は何名いるのですか。
- 学校教育課長 1名です。
- 委員・質疑 なにを教えているのですか。
- 学校教育課長 カヌーになります。
- 教育長 議案第13号「香取市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示について」採決します。ご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。
- 委員・審議 全員賛成
- 教育長 全員賛成と認め、議案第13号は原案のとおり可決しました。
- 報告第1号 香取市歴史的風致維持向上計画の認定について**
- 教育長 報告第1号「香取市歴史的風致維持向上計画について」事務局から説明をお願いします。
- 生涯学習課長 計画について報告
- 1 1 その他
- 教育長 その他、事務局より何かありますか。
- 教育総務課長 定例会の日程について
学校等訪問日程について
教育ビジョンの策定について
香取市の教育について（写真）
- 1 2 閉会 以上をもちまして、香取市教育委員会4月定例会を閉会いたします。